

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

昭和 55 年 3 月 1 日
条 例 第 5 号

職員の勤務時間、休日、休暇等については、藤井寺市の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。